別記 1

第 40 条（設備の修理又は復旧）表中第 2 順位に規定する基準については、次に定めるところによります。

区　　分	基　　準
1　新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 1 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 2 発行部数が、1 の表号について 8,000 部以上あること。
2　放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者 同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者及び同条第 25 号に規定する一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあっては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含む。）のみを行うものを除き、自主放送を行う者に限る。）
3　通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

別記 2

第 28 条（料金の適用）に規定する料金の支払い方法については、次に定めるところによります。

1　契約者は、料金について、支払日の到来する順序に従って支払っていただきます。

2　契約者は、当社所定の申込書に記入の上、金融機関の契約者の口座からの自動振替もしくはクレジットカードによる決済手段を用いて、お支払いいただきます。

3　クレジットカードによる場合、当社が有する契約者に対する債権を、クレジットカード会社等に譲渡することについて、契約者は同意したものとみなします。料金は当該クレジットカード会社の会員規約において定められた振替日に指定の口座から引落とされることとなります。

4　第 2 項および第 3 項にかかわらず、当社が特に定める場合には、契約者は、指定する金融機関等、又は当社のインターネット接続サービス取扱所において、当社が定める期日までに支払っていただくことがあります。

5　契約者は、契約の申込を行なう場合に、サービスの提供開始に先立って、契約に基づき支払うべき額の一部を、前もってお支払いいただく場合があります。なお、お支払いいただいた金額は、解約に伴い一切の料金その他の債務を精算した後、なお残額がある場合を除き、一切返還いたしません。

6　料金の過払いもしくは不足が生じたときは、当社は原則、翌月の料金に充当もしくは加算します。

7　当社は、毎月 1 日から末日までを 1 か月間として料金の計算を行ないます。また、特段の定めがある場合を除き、日割り計算を行ないません。

8　当社は、前項の方法で計算した利用料（月額）を、原則、当該月内に請求するものとします。

別記 3　別に定める特定事業者（当社を含みます）

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、土

インターネット接続サービス（2024 年 11 月 30 日までにご契約のお客さま）

浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコム千葉、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、株式会社ケーブルネット下関、株式会社ジェイコム札幌、大分ケーブルテレコム株式会社

別記 4　提携事業者

KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社

別記 5　協力事業者

当社が別に定める事業者。

別記 6　（第 28 条関連）自然災害の対象エリア

法令で定められた区域または、当社が自然災害にあたり、当社の減免対象とすべきと判断した区域